　　　　 　　　 年 　　 月 　　 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登 録 番 号

旅行業約款変更認可申請書

このたび、当社が 　　 年 　　 月 　　 日付けで認可を受けた旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により、認可を申請致します。

１．申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名又は名称

住所又は所在地

２．登録番号

　愛知県知事登録 第 　　 － 　　　 号

３．申請の理由

本邦外を出発地及び到着地とする企画旅行に係る事項を、当社約款に組み入れるため。

４．認可申請に係る旅行業約款

別紙１「旅行業約款（案）」のとおり

５．実施予定日

愛知県知事の認可を受けた日から

６．添付

（１）旅行業約款（案）（別紙１）

（２）当社旅行業約款との対照表（抜粋）（別紙２）

別紙１

旅行業約款（案）

当社が平成 　年 　月 　日付けで認可を受けた旅行業約款の募集型企画旅行の部　別表第一　取消料（第十六条第一項関係）「二　海外旅行に係る取消料」及び受注型企画旅行の部　別表第一　取消料（第十六条第一項関係）「二　海外旅行に係る取消料」を次のとおり変更する。（下線部が変更及び追加箇所）。

募集型企画旅行の部

別表第一　取消料（第十六条第一項関係）

二　海外旅行に係る取消料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 取　消　料 |
| （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | |
| イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の１０％以内  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 |
| （二）　貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | |
| イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 |
| （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 |
| 注　「ピーク時」とは、１２月２０日から１月７日まで、４月２７日から５月６日まで及び７月２０日から８月３１日までをいいます。 | |
| 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | |

受注型企画旅行の部

別表第一　取消料（第十六条第一項関係）

二　海外旅行に係る取消料

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　分 | 取　消　料 |
| （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | |
| イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を　除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 |
| （二）貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 | |
| イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）  ホ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 |
| （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 |
| 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | |

別紙２

当社の旅行業約款との対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 変更認可申請する旅行業約款（案） | 当社の旅行業約款（標準旅行業約款） |
| 募集型企画旅行の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 取　消　料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の１０％以内  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （二）　貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注　「ピーク時」とは、１２月２０日から１月７日まで、４月２７日から５月６日まで及び７月２０日から８月３１日までをいいます。 | | | 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | |   受注型企画旅行の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 取　消　料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を　除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （二）貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 | | | イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）  ホ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | | | 募集型企画旅行の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 取　消　料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ　旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって４０日目に当たる日以降に解除するとき（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の１０％以内  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （二）　貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約 | | | イ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 注　「ピーク時」とは、１２月２０日から１月７日まで、４月２７日から５月６日まで及び７月２０日から８月３１日までをいいます。 | | | 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | |   受注型企画旅行の部  別表第一　取消料（第十六条第一項関係）  二　海外旅行に係る取消料   |  |  | | --- | --- | | 区　　　　分 | 取　消　料 | | （一）本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。） | | | イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を　除く。）  ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （二）貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約 | | | イ ロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。）  ロ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって９０日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）  ハ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く。）  ニ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）  ホ　旅行開始日の前日から起算してさかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合 | 企画料金に相当する金額  旅行代金の２０％以内  旅行代金の５０％以内  旅行代金の８０％以内  旅行代金の１００％以内 | | （三）本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約 | 当該船舶に係る取消料の規定によります。 | | 備考 （一）取消料の金額は、契約書面に明示します。  　　　（二）本表の適用にあたって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 | | |